

八丈町地籍調査成果品等閲覧申請書

八丈町長 殿

八丈町地籍調査成果品等閲覧交付事務取扱要綱の規定により、次のとおり閲覧申請します。

閲覧交付申請者 (来庁された方)	住 所	
	氏 名	
	連絡先(任意)	
閲覧交付の理由	<input type="checkbox"/> .地番所在確認 <input type="checkbox"/> .その他()	

閲覧及び成果品の写し

※「閲覧」及び「成果品の写し」は、地籍調査完了時点で用紙等に記している成果についてのみ行うことができます。

成果品の種類		手数料	枚数/件数	金額
閲覧	<input type="checkbox"/> .地籍簿	300円		
	<input type="checkbox"/> .地籍図			
	<input type="checkbox"/> .その他()			
写し	<input type="checkbox"/> .地籍簿	300円		
	<input type="checkbox"/> .地籍図			
	<input type="checkbox"/> .その他()			
合計				

※「閲覧」及び「成果品の写し」は、地籍調査完了時点で用紙等に記している成果についてのみ行うことができます。

※下記のとおり、「八丈町地籍調査成果品等閲覧交付事務取扱要綱」第4条各号に該当する場合は、閲覧及び写しの交付が出来ない場合があります。

- ①八丈町で管理している成果品等以外の閲覧交付申請があったとき
- ②成果品等が毀損しており、当該成果品等を閲覧に供し、又は写しの交付ができないとき
- ③多数の者が一時に成果品等の閲覧を要求し、その使用が競合したとき
- ④個人情報開示情報及び公文書開示情報に該当する成果品の写しを請求した者が申請請求者の資格を有していないとき

※成果品等の閲覧は、八丈町が指定する場所において行います。

※閲覧中に成果品等を汚損し、又は毀損した者に対し、八丈町は、必要な費用の弁償を命ずることがあります。